

国立大学法人小樽商科大学謝金支給事務取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）における謝金の支給について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「謝金」とは、教育、研究及び管理運営等に必要な指導、助言、業務補助等（以下「業務」という。）に対する謝礼に要する経費をいう。

(適用範囲及び基準単価)

第3条 謝金の適用範囲及び基準単価は別表のとおりとする。ただし、学長が特に認めた場合は、この限りではない。

(支出計画)

第4条 謝金の支出を計画する者は、業務を開始する前に別紙様式1「謝金支出計画書」を、国立大学法人小樽商科大学会計規程（以下「規程」という。）第5条第1項第1号に規定する契約担当役に提出するものとする。

- 2 講演会や研修会等の講師に対する謝金にあつては、前項の謝金支出計画書に講演案内、実施プログラム等の写しを添付するものとする。
- 3 外国人留学生に業務を依頼するときは、法務省入国管理局が発行する資格外活動許可書の写しを添付するものとする。

(支出依頼)

第5条 謝金の支出を依頼するときは、業務終了後速やかにその遂行を確認し、別紙様式2「謝金支出依頼書」を、規程第5条第1項第2号に規定する出納命令役に速やかに提出するものとする。

- 2 月締めの業務については、業務が完了した日の属する月の翌月5日までに提出するものとする。ただし、当該日が休日等に当たるときはその翌日までとする。
- 3 資料整理、実験補助等に対する謝金にあつては、実施月毎に従事者が出勤表を会計課に持参するものとする。
- 4 交通費・宿泊費等を伴う業務については、本学旅費規程の範囲内で謝金と併せて支給できるものとする。

(雑則)

第6条 この要項に定めのないものについては、別に定める。

附 則

この要項は、平成18年9月6日から実施する。

附 則

この要項は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年12月1日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成21年6月2日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成26年11月6日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。